

令和6年11月27日

川崎市議会

議長 青木功雄様

川崎市人事委員会

委員長 瀧崎雅介

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

令和6年11月26日付け6川議議第847号により依頼のありましたこと  
について、次のとおり意見を申し述べます。

議案第169号 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

この条例案は、子育て部分休暇制度を新設し、及び育児休業、介護休業等育  
児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の請  
求により時間外勤務をさせてはならないこととする職員の範囲を、小学校就学  
の始期に達するまでの子を養育する職員まで拡大しようとするものであり、異  
議はありません。